

過去の信用補完制度の見直し
(2005年の見直しのフォローアップ)

平成27年11月19日
中小企業庁

「信用補完制度のあり方に関するとりまとめ（2005年中小企業政策審議会基本政策部会）」を踏まえたこれまでの対応状況は主に以下のとおり。

- ①責任共有制度の導入
- ②責任共有制度の導入（部分保証方式、負担金方式）
- ③保証・保険料率の弾力化
- ④持続的な運営基盤の確立
- ⑤中小企業者への配慮
- ⑥保証事務の簡素化・効率化
- ⑦経営支援・再生支援の強化
- ⑧その他

①責任共有制度の導入

概要

- ✓ 中小企業金融の円滑化のためには、金融機関が、借り手である中小企業者の経営状況や財務状況を的確に把握し、定量要因と定性要因の両面から適切に評価した上で、安定的かつ長期的視点に立って金融を行っていくことが望まれる。
- ✓ また、信用補完制度においては、保証協会と金融機関とが、審査情報や期中管理面での協調関係を強化し、効率的かつ効果的な与信判断を行う体制を抜本的に強化するとともに、的確な期中管理に基づく経営支援体制を構築することが求められる。
- ✓ このため、保証協会と金融機関とが適切な責任分担を図り、金融機関が貸し手としての責任ある融資を行い、両者が連携して、中小企業者の事業意欲等を継続的に把握し、i) 融資実行、ii) 融資後における経営支援や再生支援といった中小企業者に対する適切な支援を行うことが必要である。

【信用補完制度のあり方に関するとりまとめ（2005年6月20日 中小企業政策審議会基本政策部会）より】

実施状況

- 平成19年に責任共有制度（金融機関が20%のリスクを負担する制度）を導入。100%保証の場合と比べ、一部において金融機関から適切にモニタリング・経営支援がなされないために事業者が経営改善の努力を怠るといった事態の抑制に一定の効果。
- なお、導入後間もなく、平成20年からリーマンショックへの対応のためセーフティネット保証5号（100%保証）の対象業種を拡大して対応。このため責任共有制度導入後も100%保証が大宗を占める状況が続いていた。リーマンショックが去り、平成24年11月以降、当該100%保証の対象業種を段階的に平時の状況に戻したこと等により、現在になって漸く責任共有制度が中心となりつつあるところ。（直近の平成26年度において、責任共有保証が全体に占める割合は、年間フローベースで87%、ストックベースで53.2%）

②責任共有制度の導入（部分保証方式、負担金方式）

概要

- ✓ 責任共有制度導入に当たっては、金融機関も適切な債権管理を要する部分保証制度が適当である。しかしながら、単純な部分保証の拡大は、金融機関の債権管理にかかるコストを増大させることなどから、中小企業者、特に零細企業の資金調達に与える影響について、金融機関、保証協会、中小企業団体などから懸念。
- ✓ 当面は、①「部分保証制度」又は②金融機関が部分保証制度と同等の責任分担を行い、中小企業に対する目利き能力の活用や適切な期中管理に基づく経営支援や再生支援に対する責任ある取組が行われる「負担金方式」のいずれかを選択して用いることが適当。
- ✓ ただし、かかる責任分担方式の拡大に際しては、金融機関側でもそれぞれの方式に応じた管理面、経費面での負担が生ずる可能性があること、また、種々の方式が併存することは、利用者や金融機関に分かりにくさや不公平感が生ずる可能性も無いとは言えないことから、一定期間後に制度の実施状況や利用者の声を踏まえて、方式の統一の適否について検討することが適当である。

【信用補完制度のあり方に関するとりまとめ（2005年6月20日 中小企業政策審議会基本政策部会）より】

実施状況

- 
- 負担金方式を採用する金融機関は845行、部分保証方式は48行。（平成27年11月時点）
 - 負担金方式の下では、事故時に回収を保証協会が行うこと、債権の分割が不要、といった一定の利便性がある。この他、負担金方式の場合には、保証実行時には、金融機関負担の2割部分も含めて保証協会が保証を行い、その後、実際の事故の発生に応じて負担金として金融機関の本部から保証協会に支払いをするといった形となる。
 - このため、金融機関の支店（現場）においては融資時に当該2割についてのリスクの認識がされないといった問題が生じていないかどうか、引当金の計上方法の違いから実態的な差が生じていないかどうかといった点等を検証するとともに、中小企業者、特に零細企業の資金調達に与える影響等を勘案しつつ、方式の統一化の適否について検討することが適当。

③保証・保険料率の弾力化

概要

- ① 一律の保証料体系の場合、経営状況の良好な中小企業者は、割高の保証料を負担する仕組みとなる。保証協会は、中小企業者の信用度を定量的・定性的に評価した上で、これを適切に考慮した保証料体系を構築することにより、公平かつ柔軟な制度とし、より幅広い中小企業者に適切な条件で対応できるように見直すべきである。
- ② 保険設計においても、中小企業者に一律である保険料について、信用リスクを一定程度考慮した保険料体系の構築が必要。
- ③ 経営評価に基づく、料率体系の導入に際しては、「中小企業の会計に関する指針」等に沿った計算書類の作成など、積極的な財務管理や経営管理に取り組む中小企業者に対する料率の割引制度の拡充についても検討すべき。

【信用補完制度のあり方に関するとりまとめ（2005年6月20日 中小企業政策審議会基本政策部会）より】



実施状況

- ① 保証料率の弾力化（リスクに応じて9区分）により、一律の保証料率の下で、優良企業とそうではない企業の間で生じていた内部補助を一定程度是正。なお、個人事業者等の法令上財務諸表の整備を義務づけられていない事業者や創業後最初の決算期を迎えていない事業者等の保証料の料率については、中間値（5区分）として規定。
- ② 当該保証料の弾力化と整合する形で、保険料率の弾力化（リスクに応じて9区分）を実施。
- ③ 「中小企業の会計に関する指針」に基づく保証料割引を平成18年5月より開始。「中小企業の会計に関する基本要領」が平成24年2月に取りまとめられ、「指針」に代わり、「要領」に基づく保証料割引を平成25年4月から開始した（取扱期間は平成28年3月まで）。

④持続的な運営基盤の確立

概要

- ① 保証協会は自らの取組及び公庫との連携により事務コストの削減を図ることが必要。（保証収支）
- ② 保険設計の見直しについては、保証協会による種々の運用改善策の実施、金融機関との適切な責任分担を図る制度の拡大に伴う保険収支に与える影響などの評価を行った上で検討することが適当。また、制度利用の公平性の観点にも配慮しつつ、利用者の実績等に応じて、保険料率や填補率を弾力的に適用することについても検討。（保険収支）
- ③ 非常に事故率の高い制度融資を行う場合には、地域的制度の性格に鑑み、地方自治体が責任を持って必要な財政措置を講ずるべき。（制度融資）

【信用補完制度のあり方に関するとりまとめ（2005年6月20日 中小企業政策審議会基本政策部会）より】



実施状況

- ① 第三者保証人の原則非徴求による回収率の低下に対し、保証協会サービサー社員の増員（近畿圏営業所新設：平成21年4月）や、保険収支の改善を図り制度の持続可能性を確保するため、中小企業庁において個別協会の収支状況等のフォローアップを実施（平成21年1月）。
- ② 保険収支の改善のため0.1%程度の保険料率引き上げを実施（平成23年4月）。
- ③ 地方自治体の非常に事故率の高い制度融資への対応として、制度新設時の事前協議制を導入（平成21年2月）。

⑤中小企業者への配慮

概要

- ①責任共有制度は、原則として、全ての保証制度に一律に導入されることが望ましいが、中小企業金融における信用補完制度の重要性をかんがみ、その導入の対象となる保証制度や時期等については、柔軟に検討することが望まれる。

【信用補完制度のあり方に関するとりまとめ（2005年6月20日 中小企業政策審議会基本政策部会）より】



実施状況

- ①責任共有制度導入時に関係団体等からの要望や意見を踏まえ、零細企業の資金繰りへの配慮のため一定額（1,250万円）を上限として100%保証制度を措置した。

【小口零細企業保証制度】

利用条件：1,250万円を上限とした100%保証

実績（平成26年度）：承諾実績3,320億円（シェア：3.71%）

代弁率：1.17%（全保証の代弁率：1.85%）

⑥保証事務の簡素化・効率化

概要

- ①保証の申し込みにあたり、様式や事務手続きが全国的に統一されておらず、利便性の観点から早急に様式や事務手続きの統一化、必要書類の簡略化を図ることが必要。また、保険事務についても簡素化を図るべき。
- ②求償権が増大している状況を踏まえ、協会サービスの体制強化等により、効率的な回収の推進を図ることが必要。また、協会サービスの回収インセンティブが働く信用保険の取扱いを検討すべき。他方で回収の見込みのない求償権については、信用保険上の管理事務の停止基準の見直しなど回収事務の合理化を図る必要がある。

【信用補完制度のあり方に関するとりまとめ（2005年6月20日 中小企業政策審議会基本政策部会）より】



実施状況

- ①保証手続きの簡便化・迅速化を図るため、保証申し込み手続き関係書式の全国統一化、保証資格要件等（業歴要件、関連企業の取り扱い等）の統一化を行ったほか、保証申込時の添付書類についても統一基準を策定し、一部の保証制度において添付資料を簡素化。また、金融機関との間で締結する約定書における統一解釈指針を改訂（保証免責条項等）し、金融機関と共有。
日本政策金融公庫保険部門との間における保険事務について、①保険要件（許認可、従業員数）の確認基準を緩和、②保険事務手続きに係る添付書類の一部を簡素化、③保険関係諸通知の伝送化を追加実施。
- ②回収の効率化については、保証協会サービス社員の増員（近畿圏営業所新設：平成21年4月）等を通じて効率化しつつ人員をスリム化。

⑦経営支援・再生支援の強化

概要

- ① 保証協会においては、返済条件の変更や、借換保証制度などにより、中小企業の再生に積極的に協力しているが、中小企業再生の社会的意義の増大や再生環境の整備に伴い、中小企業の再生支援に係る取組をより強化することが望まれ、各保証協会は、積極的に中小企業の再生支援に取り組むための相談窓口の設置や再生支援専門のチームの創設などの体制整備が必要。
- ② 再生支援関係で、保証付き債権の譲渡、求償権の放棄・譲渡、求償先への新規保証といった従来困難とされた事案についても実施していくことが、制度の方向として望ましい。

【信用補完制度のあり方に関するとりまとめ（2005年6月20日 中小企業政策審議会基本政策部会）より】

実施状況

- ①経営支援・再生支援に係る金融関連サービスの強化のため、
 - 1) 保証協会と金融機関の連携による支援や情報共有、各種支援機関との連携、再生支援部署の組成や中小企業診断士有資格者の増員等の人材育成を実施。
 - 2) 保証協会を事務局として、金融機関、事業再生の専門家、法務・会計・税務の専門家、中小企業関係団体、国、地方公共団体等からなる「中小企業支援ネットワーク」を構築し、関係者の経営改善・事業再生ノウハウの向上を目的として、定期的な情報交換会や研修会を実施（400回以上開催）した。
 - 3) 保証協会が事務局となり、個別企業の金融調整支援を通じた再生支援を行う「経営サポート会議（バンクーミーティング）」を開催（平成24年度以降で1万回以上）した。
- ②（次ページへ）

⑦経営支援・再生支援の強化（続き）

続き



実施状況

②再生支援については、一定の要件の下、

- 1) 求償権を消滅させる保証の取り扱いを開始、
- 2) 求償権の放棄・不等価譲渡、DDS（債権者が既存の債権を返済順位の低い資本的な劣後ローンの債権に変更すること）等の制度を導入、
- 3) 再生支援の迅速化のため、保証付き債権の譲渡先に再生ファンド、サービサーを追加、
- 4) 再生支援の担い手の多様化を踏まえ、求償権放棄等を行う際の再生計画策定支援の担い手を順次拡大、
- 5) 地域における再生ファンド組成を促すため、保証協会の業務に再生ファンドへの出資を追加する等の取組を実施。

⑧その他

概要

- ① 担い手の多様化として、環境変化を踏まえ、信託業法にて適切な監督を受ける信託会社を信用補完制度の対象に追加することにより、中小企業者の資金調達の一層の円滑化を図るべきである。また、経営支援の経験が豊富な事業会社（ファイナンス会社・リース会社等）を保証の対象に追加についても中小企業者に対する適切かつ円滑な資金供給の観点から検討を進めること。
- ② 不動産担保や保証人に過度に依存しない保証の促進。

【信用補完制度のあり方に関するとりまとめ（2005年6月20日 中小企業政策審議会基本政策部会）より】



実施状況

- ① 実態等を精査の上、信託会社を追加した。
- ② 不動産担保・保証人に過度に依存しない保証のため包括根保証の見直しに加え、第三者保証人の原則非徴求の取扱の実施、保証人不要の保証制度及び不動産以外の担保を活用した保証制度を創設・拡充。

※2005年の見直しを踏まえた取組の他、最近では、NPO法人を信用保険の対象とするための中小企業信用保険法の改正（NPO法人については100%保証を前提とする特別小口保険の見直しを含む）や、農業ビジネスに対する保証を一部実施する等の資金ニーズに応じた制度改正、保証協会の役員選任等について公募等の透明性の高い手続を経るものとするといった必要な対応を随時実施。